

平成 24 年度

国政に関する要望書

平成 23 年 6 月

神奈川県町村会

# 目 次

<b>I 真の分権型社会の実現</b>	
1 地方分権の推進	1
2 地方税財源の充実・強化	2
<b>II 防災対策の充実・強化</b>	
1 地震防災対策の充実強化	5
2 原子力災害対策の強化	8
<b>III 環境の保全</b>	
1 森林等自然環境の保全	9
2 生活環境の整備促進	11
<b>IV 福祉・医療の充実</b>	
1 福祉・医療施策の充実	13
2 医療保険制度改革	16
<b>V 都市基盤の整備</b>	
1 都市基盤、海岸の整備促進	17
2 住民生活の安全・安心	19
神奈川県町村会町村長名簿	20

# I 真の地方分権型社会の実現

## 1 地方分権の推進

地方の長年の懇願であった「国と地方の協議の場に関する法律」など3法が成立し、真の分権型社会に向けてようやく動き出しているが、引き続き地方自治法の抜本的な見直し等の成立を急ぎ、真に住民の視点に立つ分権型社会の実現を促すよう要望する。

### (1) 「国と地方の協議の場」の具体化

法律の制定に伴い、これを実効あるものとするために、現在の国の困難な状況に立ち向かうための対話を重ね、国と地方にとって最も効果的な施策となるよう努力すること。

### (2) 国と地方の役割分担の明確化

「地方ができることは地方が担い責任を持つ」という大原則をもとに、国と地方の関係を見直し、権限と財源についてしっかりした地方分権の行財政システムを明確にすること。

住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲に際しては、事務・権限の移譲と税財源の移譲は一体不可分なものであることから、事務・権限の移譲に見合う所要の財源の確保については、地方との十分な協議を行い、その意見を踏まえながら具体的な仕組みや規模、工程を明らかにすること。

また、基礎自治体への権限移譲に際し、市町村の名称で差を設けることのないよう、地方と十分協議すること。

## 2 地方税財源の充実・強化

町村は税源が乏しい中、昨今の防災対策はもとより、農林水産業の振興、各種社会保険制度の実施など少子高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

このため、厳しい条件の下、自らも積極的に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、自主財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項について実現するよう強く要望する。

### (1) 自主財源による行財政運営

地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途とし、具体的な税源移譲の検討に当たっては、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、町村の実情を考慮し、分割基準等の見直しについても、併せて検討すること。

また、町村には都市住民が享受する地球環境の保全能力など、都市支援機能を持つことから、単なる人口だけを基本とする税体系を根本的に見直すこと。

さらに、消費税の見直し論議の中では、地方への配分額について考慮すること。

### (2) 一括交付金化の実現

地方向けの補助金等の廃止に伴う一括交付金については、将来の税財源移譲に向けた経過措置であり、地方財源の削減を絶対に行わないこと。

また、必要な事業の計画的実施に支障が生じないように、また、地域間格差が拡大しないよう小規模自治体、とりわけ町村への配慮をすること。

### (3) 地方交付税改革の推進

地方交付税は、国と地方のあり方の見直しや税源移譲と併せて改革していくことが基本である。

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入の廃止を実施すること。

また、高齢化社会の中で、高齢者に対する行政需要が町村財政運営をさらに圧迫しているため、そこに着目したきめ細かな交付税算定を行うこと。

### (4) 特別交付税の見直し

最近の厳しい地域経済により税収減は、地方交付税の交付、不交付団体に関わらず、地域住民の様々な行政需要のためぎりぎりの財政運営を強いられている。

不交付団体に対する特別交付税の限定的配分を見直し、必要な行政経費が確保されるようにすること。

### (5) 臨時財政対策債の見直し

県内自治体は、大きく税収が落ち込む中、福祉や医療等社会保障に係る経費の大きな伸びに、各々大変な工夫と必死の努力をもって行政運営をしている。

そこで、地方財政対策における臨時財政対策債発行可能額の算出方法について、都市部周辺の自治体、とりわけ町村に対し、制度設計の上で絶対に不利にならないよう総合的な視点で検討すること。

さらには、現世代の負担を次の世代へ先延ばしにしている臨時財政対策債は、将来廃止すること。

### (6) 地方債諸要件の緩和

町村における公債費負担は未だ重く、後年の将来負担比率を抑え、健全な財政運営の支障となっているため、地方債に借換え諸要件緩和するとともに、繰上償還対象利率の引き下げなどについて措置すること。

## (7) 地域活性化対策の推進

日本経済がようやく景気回復の兆しが見え始めたところに東日本大震災が起これ、福島原発も収束の見通しがたたない中で、地域を活性化し、地域経済が回復する大規模な補助金制度や交付金制度を創設すること。

## (8) 雇用対策の継続

東日本大震災の影響により、雇用情勢の悪化は県内自治体においても例外ではなく、企業努力のみで雇用が促進されることにも限界がある。また、地方自治体においても、税収減等による厳しい財政状況の中、公共事業を積極的に行うこと等による新たな雇用創出は難しいのが現状である。

厳しい雇用情勢に対して、雇用の促進となる現行の「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」を引き続き継続するとともに、充実を図ること。

## II 防災対策の充実強化

このたびの東日本大震災は未曾有の歴史的災害であり、住民の社会生活は大きく破壊され、まさに国難と言える事態となっている。

もともと財政基盤の弱い町村は、この大きな困難に立ち向かうべく日常から十分な対策を考えなければならない。

これまでの対策にも増して、さらに住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化する必要があるので、国は次の事項について積極的な支援措置を講じるよう強く要望する。

### 1 地震防災対策の充実強化

#### (1) 直下型地震対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛り込まれた具体的対策を着実に推進すること。

#### (2) 公共施設等の耐震化事業への支援拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設、上下水道をはじめとしたライフライン施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政支援措置を講じること。

また、災害復旧活動のための道路・橋梁の整備に対しても、必要な技術的支援と財政的支援を講じること。

#### (3) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置を更に充実するとともに、完成時に中日本高速道路株式会社から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設すること。

#### (4) 津波浸水対策への強化

今回の東日本大震災の津波は、予測をはるかに超えるものであったため、従来の津波浸水想定や地震被害想定を見直し、早急に地方自治体や住民に明らかにすること。

#### (5) 津波浸水対策への財政支援

津波を防護するブロック等はもちろんのこと、避難施設等についても、新たに十分な財政措置を用意すること。

#### (6) 地域防災無線への財政支援

今回の東日本大震災の教訓から、通信の多チャンネル化・高速データ化は早急に必要であるため、行政無線のデジタル化促進のための財政支援を行うこと。

#### (7) 液状化被害に対する支援

深刻な液状化被害による住宅被害について、被災者生活再建支援法の認定基準を緩和すること。

#### (8) 防災基本計画の早期見直し

今回の東日本大震災は国内観測史上最大のマグニチュードを記録し、今後、こうした想定を超える地震等の発生に備えるため、市町村における地域防災計画の速やかな見直しが急務となっている。

しかしながら、市町村の地域防災計画は、災害対策基本法において、国の防災基本計画並びに都道府県の地域防災計画との整合性を図ることが義務づけられていることから、市町村における地域防災計画の見直し作業に遅滞を生じることのないよう、防災基本計画の早期見直しに努めること。



**(9) 自治体独自の被災地、被災者支援への国の主体性発揮**

今回のような大規模災害にあっては、自治体が独自で被災地、被災者支援を実施しているが、国・県・市町村と協力し迅速に対応することが必要である。

自治体を実施する支援に対する財政的な援助等を含め、災害復旧・支援全般に関し、今回の震災の検証を行い、ガイドラインを策定するなど、自治体が的確に対応できるよう、国が主体となって取り組むこと。

## 2 原子力災害対策の強化

### (1) 放射能のモニタリングの強化

東京電力福島第一原子力発電所による放射能汚染に対し、大気、水道水、海水、土壌等のきめ細かい放射能測定や監視を実施すること。

### (2) 放射能に関する情報の開示

国が持つすべての原子力及び放射能に関する情報を住民に分かり易く公表・情報開示を行うこと。

### (3) 学校や保育施設等への支援

学校や保育施設等に対するグラウンドやプール等の測定には、規制基準の科学的な根拠を明確にした上で、早急に設定し、さらにその対策について支援すること。

### (4) 農産物等食品に対するモニタリングの対応

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても、丁寧な検査は必要であるが、それに対する影響を十分に考慮した上で実施すること。

また、風評被害の防止にも努めること。

### (5) 原子力災害対策の補償

福島原発に起因するすべての被害に対し、確実に早急な補償を東京電力や国が行うこと。

### Ⅲ 環境の保全

#### 1 森林等自然環境の保全

森林は水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等、さまざまな機能を有していることと併せ、地球温暖化防止対策につながる重要な役割もあり、その多面的、公益的機能が大きくクローズアップしている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

よって国は、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

##### (1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に基づいて策定された「森林・林業基本計画」にのっとり、森林整備等の目標達成のため、森林・林業施策の総合的・計画的な推進を図ること。

##### (2) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として、全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

##### (3) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講じること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は町村に移譲すること。

##### (4) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定するとともに、国として必要な措置を講じること。

## (5) 野生鳥獣等防除対策に対する財政支援

鳥獣被害から暮らしを守る鳥獣被害防止特別措置法が今後着実に実施され、より効果的な運営となるよう町村に対する十分な支援措置を講じること。

特に、サル・シカ・イノシシ、ハクビシン・アライグマ・タイワンリス等の野生鳥獣や外来鳥獣による農林業被害、生活被害が広域化・深刻化しているため、これらの防除事業に対する財政的、技術的な支援措置を強化すること。

さらに、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動促進に関する法制定については、十分な情報提供と町村の意見を聞くこと。

## 2 生活環境の整備促進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策等を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な措置を要望する。

### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにそのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力的に指導すること。

### (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や国民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法の対象となる家電製品の不法投棄を防止するため、購入時に再商品化料金を支払う方法に改正すること、対象機器を拡大すること、指定取引場所を拡充すること、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることなどの実現を図ること。

### (3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、適切な財政支援措置を講じること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、町村の事業量に対応した予算額を確保すること。

#### (4) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化及び大気汚染の防止に有効である次世代自動車（電気自動車）普及促進への取組を率先して行えるよう、住民及び事業者に対する国の支援制度の充実を図ること。

## IV 福祉・医療の充実

### 1 福祉・医療施策の充実

少子高齢社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、国は次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

#### (1) 介護保険制度の改善充実

- ① 介護保険料については、実態の運営に即した適切な保障措置を講じること。
- ② 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講じること。
- ③ 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、調整交付金は別途確保するなど、財政的支援を強化すること。  
また、介護サービスの量を確保するための規制緩和及び質を担保するためのチェック機能を強化する体制づくりの充実を図ること。
- ④ 地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

## (2) 少子化対策の充実

- ① 子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。  
また、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健診公費負担を拡充すること。
- ② 乳幼児医療助成制度は、現在県と町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設すること。
- ③ 子ども手当の支給については、財源をすべて国の負担とするとともに地方と十分な協議を行うこと。
- ④ 待機児童解消に向けた保育所等整備などの補助制度を復活すること。
- ⑤ 幼稚園・保育所一元化に係る情報提供を十分に行うとともに、本制度に係る職員及び教員等に負担が生じない制度設計とすること。

## (3) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講じること。

特に、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援支給に置くことで、義務的経費として明確な費用負担を行うこととし、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図ること。



#### (4) 地域保健医療対策の充実

① 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じること。

② がん対策において、町村が実施する各種のがん検診については、十分な財政措置を講じること。

特に、女性特有のがん検診については、女性のがん発症率が高まっていることから、より拡充された財源措置とすること。

③ 現在、任意接種とされている必要度の高い予防ワクチン例えばヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチンについて、早期に予防接種法における対象疾患に位置付けるとともにワクチンの安定供給体制を確保すること。

また、これに関連する補助制度を維持・充実すること。

④ 生活保護世帯の人工透析等に係る医療費については、自立支援医療において給付することとされ、町村における不公平な負担となっている。

諸々のケースに応じた町村の負担増は厳しい状況であり、早急に見直すこと。

また、心臓手術などの更生医療費についても、同様であるので見直すこと。

⑤ 肝炎対策について、肝炎が原因で発症した病気の費用についても国の責任とすること。

#### (5) 各種の制度改革に伴う電算処理経費の財政支援

福祉・医療を始めとする国の各種の制度改革に伴い、町村の既存電算処理システムを大幅に変更するときは、必要な財政支援措置を講じること。

## 2 医療保険制度の改革

市町村国保は、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大により給付と負担の均衡が崩れている。保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げは困難であり、一般会計からの繰入れも容易でないため、その財政運営はもはや限界に達している。

よって国は、保険者の財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く要望する。

### (1) 医療保険制度の一本化

国民皆保険制度を堅持するため、各医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合を更に推進し、最終的には国保と被用者保険を一体化すること。

### (2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

また、地方単独事業の実施に伴う国庫の減額措置は廃止すること。

### (3) 後期高齢者医療制度の見直しへの対応

国が、今後検討する後期高齢者医療制度の見直しについて、現場に混乱が生じないよう慎重に行うとともに、小規模自治体、特に町村に不公平な負担を生じさせないよう配慮すること。

また、制度見直しに伴うシステム変更費等多額の経費については、国の責任で措置すること。

## V 都市基盤の整備

### 1 都市基盤、海岸の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。

このため、国は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

#### (1) 道路整備財源の確保

道路特定財源制度が廃止され、一般財源化法の成立によって関連の税収が必ずしも道路整備に使われることがなくなったが、町村にとって道路整備は生活基盤整備のための施策として極めて重要であるので、地方税源と道路財源については、引き続き確保し充実すること。

また、税源移譲に当たっては、町村による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに、地方の意見に十分配慮すること。

#### (2) 町村下水道の整備促進

下水道の主要財源として地方債が活用されているが、将来における料金負担の安定化と、下水道事業の促進及び財政負担の軽減を図るため、償還期限の延長や借換債制度の更なる条件緩和を行うこと。

また、下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に柔軟で十分に応えられるよう、所要額を確保すること。

#### (3) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備のための交付金制度について、その用途や目的を柔軟な対応とするとともに、十分な地方財源で使いやすい制度とすること。

#### (4) 生活交通の確保対策の充実

乗合バスは地域住民の日常生活を支える重要な交通手段であるが、バス事業者による不採算路線からの撤退や大幅な減便が続いているため、町村が中心となってこれを維持・確保しなければならず、財政負担が増大している。

このため、対象要件が厳しい国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需給調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講じること。

#### (5) 海岸保全対策の推進

相模湾沿岸は海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている。特に、大磯港西側から二宮海岸にかけての浸食は、台風被害も受け、深刻な状況となっている。

このため、新たな養浜対策など、海岸浸食対策の推進に向け、漁業関係者と協議をふまえ国の支援を一層拡充すること。

また、白砂青松の自然植生を回復するために、継続的で効果の高い松林保全事業に対しても積極的な支援をすること。

#### (6) 公共事業用地取得施策の充実

円滑な公共事業用地取得施策のために、公共用地提供者の税制優遇措置の充実と、収用事業に係る公共用地の代替地に対する税制措置の充実を図ること。

#### (7) 高速道路無料化の継続

各地で無料化の社会実験が行われているところであるが、西湘バイパスの無料化は地域交通や地域経済への貢献が高く、引き続き無料化とすること。

#### (8) 景観形成の整備促進

地域の風土や生活にあった住民中心の景観づくりに対し、景観法による補助制度を創設すること。

## 2 住民生活の安全・安心

近年、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

よって国は、自治体に取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、次の措置を講じるよう要望する。

### (1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講じること。

### (2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講じること。

神奈川県町村会  
町村長名簿

会	長	箱根町長	山口昇士
副	会長	愛川町長	山田登美夫
副	会長	中井町長	尾上信一
政務担当役員		真鶴町長	青木健
監	事	二宮町長	坂本孝也
監	事	清川村長	大矢明夫
		葉山町長	森英二
		寒川町長	山上貞夫
		大磯町長	中崎久雄
		大井町長	間宮恒行
		松田町長	島村俊介
		山北町長	湯川裕司
		開成町長	府川裕一
		湯河原町長	富田幸宏